

自走式ラップ式トイレカー 仕様書

令和7年度
南国市

第1 総則

1. 車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、最新基準の排出ガス低減レベル（国土交通省規制）に適合した車両とする。
2. 車両は、新規車両を使用し、この仕様が十分満足できる艤装とする。また、これに使用する材料は十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであり、車両及び取付品、取付装置並びに積載品及び附属品は全て新規製品のものであること。
3. この仕様に基づいて、一部製作できない場合、又は製作することにより機能が低下する場合は、南国市（以下「発注者」という。）の承認を受けるものとする。また、契約後における一切の疑義は、全て発注者の解釈に従うものとする。
4. 積載品及び附属品等の取付位置については、本仕様書の内容が不適切な場合は別途協議を行い、必要に応じて変更できるものとする。
5. 納入台数は1台とする。

第2 提出書類

1. 受注者は、自走式ラップ式トイレカー（以下「トイレカー」という。）の製作に先立ち、この仕様に基づき次のものを2部提出して、製作上の細部にわたり十分打ち合わせ、承認を受けるものとする。
 - （1） 製作工程表
 - （2） 車両概要図
 - （3） その他、発注者が指示するもの
2. 受注者は、完成納入にあたっては、次の関係図書を2部提出すること。
 - （1） 納品書
 - （2） 車両概要図
 - （3） シャシ取扱説明書
 - （4） 艤装部分取扱説明書
 - （5） 自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し
 - （6） その他、発注者が指示するもの。仕様書は、発注者が購入するトイレカーの仕様に関し、必要な事項を定める。

第3 車両概要

1. この車両は、災害・避難所・イベント時などにおいて、車椅子利用者・乳幼児連れ・高齢者を含むすべての利用者が安全・快適に使用できる自走式トイレとして運用できるように、次のとおり仕様を定めるものとする。
2. 仕様
 - （1）主要諸元
 - ア 使用するシャシは最新式とし、国土交通省が規制する最新の排出ガス規制に適合するものであること。主要諸元は以下のとおりとする。

(ア) 種類

貨物軽自動車

(イ) 駆動方式

四輪駆動方式 (4WD)

(ウ) トランスミッション

自動変速機 (ATまたはCVT)

(エ) ボディカラー

ホワイト

(オ) 車輻寸法

全長3,395mm以上 × 全幅1,475mm以上 × 全高1,765mm以上

(カ) トイレ部分の室内高

1,900mm以上

(キ) その他附属品

- a フロアマット (前席分)
- b ドアバイザー (前ドア2枚分)
- c サンバイザー (フロントガラス上面2枚分)
- d ドライブレコーダー (前方・後方、計2箇所)
- e バックミラーモニター (後方映像をルームミラー型モニターに表示するもの)
- f カーナビゲーションシステム (ただし、テレビチューナーがないもの)
- g ETC車載器 (運転室内取付/セットアップ込)
- h リモコンキー (スペアキー1つを含む。)
- i 三角表示板 (1枚)
- j スペアタイヤ1つ

イ 運転席・助手席はシャシメーカー標準仕様とする。

ウ シャシは、十分な強度、幅、長さ及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであり、かつ、維持管理が経済的にできるものであること。また、ステップ、ブラケット、手摺及び握り棒等の取付部分には、十分な補強を設けること。

エ シャシフレームに艀装上の構造物及び枠組取付台等を取り付ける場合は、弛緩しない方法とすること。

オ 燃料タンクは、排気管との関係を考慮した位置に設け、給油口 (付近に給油燃料名を表示) は、給油が容易な位置とすること。

(2) キャビン外装

ア 前照灯として、フォグランプ (霧灯) を設けること。

(3) キャビン内装

ア 運転席へ取り付ける計器類は標準装備とすること。

イ シャシ純正エアコンを取り付けること。

ウ ステアリング装置はパワーステアリング方式とすること。また、運転席及び助手席にはSRSエアバックを設けること。

エ 両側パワーウィンドウとすること。

(4) 艀装部分（トイレ設備等）

- ア トイレ室内はバリアフリー対応可能な1室とし、大便器を1基設けた上で、室内に車椅子用、高齢者用の手摺を設置すること。手摺は車椅子の方や高齢者が便座に楽に移動できる配置とすること。車椅子での使用を踏まえ可能な限り広い空間を確保すること。
- イ 大便器は自動ラップ密封式とすること。また、ラップは防臭機能を付与したフィルムを使用可能であること（参考品：ラップボン、BOSフィルム）。大便器は高さ調整（40cm・43cm・46cm）が可能であること。車両移動中やトイレ使用中に大便器が動かないようにすること。大便器の故障時に大便器を取替できること。車椅子の方でも大便器の下からラップされた排泄物を拾い上げられるようにすること。
- ウ 便座付近の適切な位置にトイレットペーパーホルダー、凝固剤ホルダー、大便器リモコン用フック、便座クリーナーホルダー、アルコール消毒液ホルダー、トイレ用擬音装置を設け、走行中に落下等が起こらないように固定すること。
なお、各ホルダー（トイレットペーパーホルダーを除く）に替えて物置台の設置も可とするが、可能な限り広い空間を確保するとともに、走行中に転倒や落下等が起こらないようにすること。
- エ トイレ室内の床面は防水加工を施し、ノンスリップ材とすること。トイレ室内の床、壁面、及び天井は「SIAA抗ウイルス加工及びSIAA抗菌加工」とすること。
抗ウイルス・抗菌加工を施したことのわかる施工中の写真や、薬剤の使用前・使用後の写真、SIAA製品と判断できる資料などにより、抗ウイルス・抗菌加工されていることを発注者に対して示すこと。「SIAA抗ウイルス加工及びSIAA抗菌加工」の表示を目につきやすい場所に貼り付けること。
- オ 出入口は幅900mm以上とし、扉に施錠機能を設けること。施錠機能については発注者と協議し、内カギ・外カギなどの機能を決定すること。車椅子用スロープを設置しても扉が閉められる構造とすること。
- カ 最大積載量は200kg以上とすること。ただし、艀装などの状況によりこれを下回る場合は、発注者と協議の上、最大積載量を決定すること。
- キ トイレ設備の主電源は蓄電池とすること。

次の(ア)から(ウ)までのとおりとすること。

- (ア) 車両走行用とは別にトイレ設備用を設けること（最大出力4,000wh以上）
- (イ) 充電は、車両エンジンの駆動又は外部AC100v電源入力、可搬型発電機から可能なこと。
- (ウ) 車体天井に太陽光パネル（100w以上）を取り付けの上、トイレ設備用蓄電池への充電を可能とすること。

ク 標準装備

- (ア) 手洗い用給水ポリタンク及びポリタンク用脚立 ※走行時はトイレ室内において保管し、転倒しないよう固定できること。
- (イ) コンセント2口
- (ウ) ごみ箱 ※転倒しないよう固定できること。

- (エ) トイレットペーパーホルダー1つ
- (オ) 壁面フック2つ(カバン・コート用)
- (カ) おむつ交換台(壁面折畳収納型)1台
- (キ) 鏡1枚(顔周辺の身だしなみをチェックできる大きさ)
- (ク) 泥落としマット1枚
- (ケ) 消耗品格納庫1箇所
- (コ) ベビーチェア(壁面固定型)1台
- (サ) ウィンドウエアコン1台
 - a 室外機一体型
 - b 冷房1.5kw以上、暖房1.8kw以上
 - c 外部AC100v電源及びトイレ設備用蓄電池にて駆動できること
- (シ) 室内LED照明(200lx以上)
- (ス) 吸排気式換気扇1箇所、換気用窓網戸付き1箇所(ともに外部から中が見えない構造とすること)
- (セ) 昇降ステップ(格納式又は設置式) ※設置式の場合、走行時はトイレ室内において保管し、転倒しないよう固定できること。
- (ソ) 昇降手摺
- (タ) トイレ設備用蓄電池への充電及びウィンドウエアコンのための外部AC100v電源入力装置
- (チ) 可搬型低圧LPガス発電機(配線を含む。)(1.5kVA以上)
※走行時はトイレ室内において保管し、転倒しないよう固定できること。
- (ツ) ガスボンベ5kg ※走行時はトイレ室内において保管し、転倒しないよう固定できること。
- (テ) トイレ内での緊急時の外部通報装置を設置すること。

ケ 情報管理

トイレカーの以下の情報を何らかの方法で確認できること。

- (ア) バッテリー残量

コ メンテナンス体制

緊急対応および迅速な対応が可能なように県内で車両及び機装部分のメンテナンスが可能な体制を構築し、その資料を提出すること。

サ 備蓄消耗品

3日分程度(1440回)継続使用できる備蓄とすること。

(参考品：ラップボン・BOSフィルム)

- (ア) 専用フィルムロール 30ロール
- (イ) 専用凝固剤 48袋(30回/袋×48袋)
- (ウ) アルコール消毒液 3本
- (エ) 便座クリーナー液 3本

(5)車椅子用スロープ及び外装

ア トイレへの出入りにおいて、車椅子に対応可能なスロープを装備すること。

- (ア) スロープの幅は70cm以上、最大耐荷重300kg以上とし、介護保険レンタル対象品であること。
 - (イ) 走行面にすべり止め機能があること。
 - (ウ) 折りたたんで持ち運ぶことができること。発注者と協議し、可能であれば、走行時はトイレ室内において保管し、転倒しないよう固定できること。
 - (エ) スロープの傾斜角度が8～10度程度になるような長さとする。発注者と協議の上、傾斜角度を決定すること（目安：68cmの段差に対し、4mのスロープをかけた場合、10度程度となる）。スロープを連結するジョイント台の使用も可能とする。
 - (オ) トイレカー側にスロープの落下を防止する機能を付けること。
 - (カ) スロープの地上からの高さがおおよそ20～30cm以上の場所については、スロープからの落下防止に適した高さで、スロープの片側もしくは両側に金属パイプや胴綱などを用いた手摺を装備すること。詳細については発注者と協議すること。
- イ 地域の特性を踏まえたラッピングデザインを施すこと。
- (ア) 「南国市」及び「トイレカー（英語可）」の文言を明記すること。トイレのピクトグラムを車両背面に設置し、「男性用、女性用、男女兼用」を交換可能とすること。
 - (イ) バリアフリー対応トイレカーと一見して判別できること。
 - (ウ) 南海トラフ地震対策の啓発に繋がること。
- ウ 受注者は、トイレカーにラッピングを施す前に、上記イに基づいて作成したデザインについて、発注者の承認を得ること。
- エ 車体後方出入口に雨除けになるタープを設け、タープ用ポールを装備すること。
- (6) トイレカーの運転に必要な免許の範囲
- 普通自動車第一種運転免許（AT限定）で運転可能な軽自動車とすること。

第4 検査

完成検査は、新規登録後、下記の場所で行うものとする。

高知県南国市大堀甲2301番地 南国市役所駐車場

※日時については、別途調整することとする。

第5 車両の登録、保証等について

1. 登録等について

- (1) トイレカーは受注者が高知運輸支局等と協議を行い、法令・指導等に従い、必要に応じて特種用途自動車等とすること。
- (2) 予備検査や運輸支局の新規登録検査等の必要な検査は、受注者がその手続き等一切を代行するものとする。
- (3) 納入までに要する経費は、受注者の負担とする。自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、登録諸費用、リサイクル料等についても経費に含むこととする。

(4)自動車保管場所証明申請書における住所地は、発注者から別途指示する。

2. 保証

(1)主要諸元及びキャビンの保証期間は、車輛メーカーの保証規程によること。

(2)艀装の保証期間は、検査の日より1年間とすること。

(3)(1)及び(2)の定めにかかわらず、設計不良又は工作不良に起因する不都合が発生した場合は、無償にて補修又は部品の取替えを速やかに行うこと。

3. 修理・点検等

納入後において、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品提供を必要とする場合は、迅速かつ円滑に対応するものとする。

4. 納入

(1)新規登録後、各部の清掃手入れを実施の上、発注者へ納入すること。

(2)納入にあたっては、養生等を施し、物品及び納入場所の建物、設備等に傷を付けないこと。万一破損した場合は、受注者により現状復元すること。

(3)納入日時、方法等の詳細については、担当者と打ち合わせの上、決定すること。

(4)納入時、車両の燃料タンクは満タンとする。

5. 取扱説明

車両の操作及び取付品、附属品等の取扱説明を実施すること。なお、実施日等については別途協議とする。

6. 納入場所

高知県南国市役所駐車場（高知県南国市大堀甲2301番地）とする。

7. 納入期限

令和8年3月20日とする。ただし、可能な限り早期の納入に努めること。

8. その他

この仕様書にない事項については、発注者及び受注者の協議の上、決定するものとする。